

性犯罪の法律が変わりました

(2023 7/13～)

1 強姦性交等罪は「不同意性交等罪」に！

「暴行」「脅迫」「障害」「アルコール」「薬物」「フリーズ」「虐待」「立場による影響力」などが原因となって、同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

NOと思ったり、NOと言ったり、NOをつらぬいたりすることが難しい状態

で性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

2 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げ！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます（※）。

※相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

3 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求は犯罪！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます。

- ①わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する。
- ②その要求の結果、わいせつ目的で会う。
- ③性的な画像を撮影して送信することを要求する。

4 性的な画像の盗撮は撮影罪！

次の行為をすると「撮影罪」「提供罪」として処罰されます。

- ①正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する。
- ②正当な理由なく、16歳未満のこどもの性的な部位・下着などを撮影する。
- ③①・②で撮影した画像を人に提供する。

5 性犯罪の公訴時効期間が延長！

時効期間は、被害に遭った時（18歳未満の場合は18歳になった時）から、

- ①不同意性交等致傷罪など・・・20年
- ②不同意性交等罪など・・・15年
- ③不同意わいせつ罪など・・・12年

になりました。



群馬県警察本部
子供・女性安全対策課